



経理の窓 3月号

平成28年3月1日号

おひな様を飾る余裕もなく、気がつけばもう二月は終わり、ピンク・白・きみどりの菱餅の色、何かの景品で和柄の小さな膝掛けも同じ色使い、春の彩りです。

今月の税務

法人 : 1月決算法人の確定申告と納付

個人 : 贈与税、所得税の確定申告と納付(15日まで)
消費税の確定申告と納付(31日まで)

法人における利子割が廃止されました。

平成25年度税制改正により、平成28年1月から法人に係る利子割（金融機関等が支払う預金利息等から徴収する地方税5%）が廃止されることになりました。平成28年1月1日以後の預金利息からは、地方税の特別徴収は行われないので、記帳・確定申告の際には、注意が必要です。

◆公社債等に係る所得税額的全額控除

法人税額から控除する所得税額の計算で、公債及び社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に係る所得税の額については、元本所有期間による按分計算を廃止し、その全額が控除されることとなりました。

適用時期：平成28年1月1日以後支払をうける利子及び収益の分配
について課される所得税について適用

◆法人における利子割の廃止

法人における利子割が廃止されました。

これに伴い、法人税割額から利子割額を控除する制度、及び控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等へ充当または還付する制度が廃止されました。

適用時期：平成28年1月1日以後に支払を受ける利子より適用

《法人の利子等の源泉徴収》

平成27年12月31日迄 20.315% 国税15.315% 地方税5%

平成28年1月1日以降 15.315% 国税15.315%のみ

上記国税には、復興特別所得税0.315%が含まれます。

営業性個人用預金の利子等については、変更ありません。

《確定申告で気になったこと・マイナンバー》

◇個人番号カードの発行が申告期間に間に合わないとの告知もあって、電子証明書の有効期間内に e-tax を利用しました。

確定申告書作成コーナーに、《平成29年1月以降の申告に関するお知らせ》があり、下記のような告知がされています。

平成28年分以降の確定申告書の**提出**の際には、

- * 個人番号（12桁）の記載が必要です！
- * 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です！

本人確認書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）と運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

e-taxを利用する場合

e-taxにより申告手続等を行う場合は、電子証明書の確認等により、本人確認を行いますので、上記の本人確認書類を別途送付する必要はありません。

個人番号カードには、公的個人認証に基づく電子証明書が格納され、e-taxで申告手続等を行う際に必要な電子証明書として使用できます。

株式会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>

